

報告第10号

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、次のとおり報告する。

平成30年9月4日提出

平成30年9月4日報告

藤岡市長 新井雅博

記

特別会計の名称	資金不足比率（%）
下水道事業特別会計	—
特定地域生活排水処理事業特別会計	—
簡易水道事業等特別会計	—
水道事業会計	—
国民健康保険鬼石病院事業会計	—

備考 資金不足額がない場合は、「—」を記載